

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社鈴木塗装工務店

業者の住所 : 東京都足立区柳原 2-30-14

2 指名停止の期間 : 令和4年10月27日～令和4年12月7日(6週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。

このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められ、令和4年8月30日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、7日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)